

福岡県立アジア文化交流センター競争的研究費等管理規程

平成19年10月 1日

(目的)

第1条 この規程は、福岡県立アジア文化交流センター（以下「センター」という。）における競争的研究費等に関して、不正を防止し、適正かつ効率的な管理体制を構築し、運営することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 競争的研究費等の管理及び運営については、他の関係法令又はこれらに基づく特別の定めのある場合を除くほか、この規程によるものとする。

(定義)

第3条 この規程において「競争的研究費等」とは、次のものをいう。

- 一 研究者が自主的に研究テーマを設定して研究費を申請し、資金配分機関の審査を経て研究費が助成される補助金等
- 二 資金配分機関が特定の研究課題等を示し、それに沿った研究を行う研究者又はグループを募り、資金配分機関の審査を経て採択され、資金配分機関と採択された研究者の所属機関との間で委託契約が結ばれる委託費（再委託契約によるものを含む。）

(責任及び権限)

第4条 センターの競争的研究費等を適正かつ効率的に管理及び運営するために最高管理責任者及び統括管理責任者を置く。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任をもって競争的研究費等の管理及び運営が行えるよう適切に統率しなければならない。

- 一 最高管理責任者は、所長をもって充て、センターを統括し、競争的研究費等の管理及び運営について最終責任を負う。
- 二 統括管理責任者は、副所長兼広報課長をもって充て、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の管理及び運営についてセンターを統括する実質的な責任と権限を持つ。

(不正防止計画の策定及び実施)

第5条 最高管理責任者は、不正を発生させる要因を把握し、体系的な整理及び評価をするために、統括管理責任者に不正防止計画を策定させ、実施させなければならない。

- 二 最高管理責任者は、研究費不正根絶の決意の下、不正防止計画を実効性のあるものとするために、その実施状況や効果等について、様々な啓発活動を定期的に行い、センター職員の意識の向上と浸透を図るものとする。

(不正防止計画の報告及び改善)

第6条 統括管理責任者は、不正防止計画の実施について、定期的に最高管理責任者に報告する。

- 2 前項の報告を受けた最高管理責任者は、コンプライアンス室に検証させ、不正を発生させる要因があると認められる場合は、その計画及び実施について、改善を命ずるとともに最高管理責任者に報告させるものとする。
- 3 前項の報告を受けた最高管理責任者は、不正発生の要因を取り除き、再発防止等の適正な管理及び運営を行う。

(組織体制)

第7条 センターの競争的研究費等を適正に管理及び運営するため、最高管理責任者の下に不正防止計画の推進を担当するコンプライアンス室を設置する。

- 2 コンプライアンス室は、次の各号に掲げる者で組織する。
 - 一 広報課職員
 - 二 交流課職員
- 3 コンプライアンス室には室長を置き、副所長兼広報課長をもって充てる。
- 4 コンプライアンス室は、不正防止計画の推進に当たり、次の各号に掲げる業務を行う。
 - 一 不正防止計画の実施状況について検証すること。
 - 二 不正発生要因に対する改善策を講ずること。
 - 三 競争的研究費等の運用に当たり、研究者及び事務職員が遵守すべき行動規範の策定等に関すること。
 - 四 不正防止計画の策定、実施及び見直しの状況について意見交換を行う機会を設けること。
 - 五 内部監査の結果等を反映し、不正防止計画の随時見直しを行い、効率化及び適正化を図ること。
 - 六 その他不正防止計画の推進に当たり必要な事項に関すること。
- 5 コンプライアンス室の事務は、広報課及び交流課において処理する。
- 6 コンプライアンス室には、コンプライアンス推進責任者を置き、交流課長をもって充てる。
- 7 コンプライアンス推進責任者は、室長の指示の下、次の各号に掲げる業務を行う。最高管理責任者は、コンプライアンス推進責任者が責任をもって競争的研究費等の管理及び運営が行えるよう適切に統率しなければならない。
 - 一 不正防止計画に基づく対策を実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を室長に報告する。
 - 二 センターにおいて、構成員が、適切に競争的研究費等の管理及び執行を行っているか

等をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。

(取引停止)

第8条 競争的研究費等の使用に関して不正な取引をした業者に対しては、取引停止その他の措置を講じる。取引停止等に関する取扱いについては、「福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱」を準用する。

(内部監査)

第9条 センターにおける研究活動上の不正の防止を図り、会計経理の適正化に資するため、内部監査を実施する。特に財務上の内部監査についてはモニタリングを実施する。モニタリング及び内部監査に関する取扱いについては、別に定める。

2 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図る。

(相談窓口の設置)

第10条 センターにおける競争的研究費等に係る事務処理手続き及び使用のルールに関し、相談を受け付ける相談窓口を交流課に置く。

2 相談窓口は、センターにおける競争的研究費等に係る事務処理手続き及び使用のルールに関するセンター内外からの問合せに誠意をもって対応し、センターにおける効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

(通報窓口の設置)

第11条 競争的研究費等の不正使用に関するセンター内外からの通報に適切に対応するため、交流課に通報窓口を置く。

2 通報窓口において告発された情報等は、速やかに統括管理責任者を通じて最高管理責任者に適切に伝えなければならない。

3 統括管理責任者は、通報者が不利益な取扱いを受けることがないように、適切な保護に関する措置を講じる。

4 通報窓口及び通報者の保護に関する取扱いは、別に定める。

(検収窓口の設置)

第12条 センターにおける物品等の発注に基づく適正な給付の完了確認を行うため、広報課に検収窓口を置く。検収窓口に関する取扱いは、別に定める。

(研究倫理教育の実施)

第13条 研究倫理教育責任者は、交流課長をもって充て、研究倫理教育の実施に必要な

措置を行うものとする。

- 2 研究倫理教育責任者は、定期的に研究倫理教育を実施し、センターにおいて広く研究活動に関わる者に受講させなければならない。
- 3 センターにおいて広く研究活動に関わる者は、研究倫理教育責任者が実施する研究倫理教育を受講しなければならない。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施状況その他研究倫理教育に関し必要な事項について、統括管理責任者に定期的に報告するものとする。
- 5 統括管理責任者は最高管理責任者に、研究倫理教育の実施状況について報告を行うものとする。

(コンプライアンス教育及び啓発活動の実施)

第14条 統括管理責任者は、コンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画を策定及び実施する。当該計画については、対象、時間、回数、実施時期及び内容等を具体的に示すものとする。啓発活動の内容は実際に発生した不正事案（他機関の事案も含む）及び不正発生要因等に関する検討と認識の共有を可能とするものでなければならず、随時柔軟に見直しながら実施する。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、不正防止を図るため、前項の計画に基づきセンター内の競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、コンプライアンス教育及び啓発活動を実施し、受講状況を管理監督する。コンプライアンス教育の内容は定期的に見直すものとし、啓発活動と相互に補完する形で実施する。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年 6月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4年 9月 15日から施行する。